平成２１年（フ）第６４６号
新潟市東区寺山３丁目35番25号　コマダハイツ201号
債務者　石田　英子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８２号
新潟県三条市島潟26番地
債務者　小皆　　修
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１０６号
新潟県燕市舘野1156番地
債務者　早川　奈緒
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１１０号
新潟県三条市塚野目６丁目17番４号
債務者　相田いづみ
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１１２号
新潟県三条市塚野目６丁目12番３号　第二豊荘ホ号
債務者　池田百合子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第５５６号
愛知県一宮市花池４丁目19番４―105号　県営花池住宅
債務者　土屋　雅之
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５５７号
愛知県一宮市花池４丁目19番４―105号　県営花池住宅
債務者　土屋眞智子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第９８７号
大阪府富田林市藤沢台１丁目１番　藤沢台第３団地316―102号、前住所大阪府富田林市津々山台１丁目１番３―512号
債務者　西端万裕子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１１９号
大阪府河内長野市小山田町580番地の１　403号
債務者　平田　有美
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３１６号
大阪府河内長野市大矢船西町２番　ロジェ長野５棟104号室
債務者　辻内　笑子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３９４号
堺市堺区新在家町西１丁１番10　パールハイツ堺1003号
債務者　三浦　明次
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４５９号
堺市南区大庭寺994番地
債務者　北野　　薫
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４８７号
大阪府富田林市川面町２丁目１番17号　ドルミ・イヌイ607号室、前住所広島県福山市東深津町３丁目８番18号
債務者　井上　善之
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４８８号
堺市中区土師町３丁15番36　クラージュ土師Ｂ棟102号室、前住所堺市中区深井北町787番地13
債務者　大西　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４９１号
大阪府羽曳野市古市６丁目15番７号
債務者　ハルタ製作所こと　春田　廣昭
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４９２号
大阪府羽曳野市古市６丁目15番７号
債務者　春田砂知子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５６０号
堺市北区新金岡町５丁６番110号　桜ハイツ203号
債務者　松本　　敦
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係